

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號 五 第 卷 三 十 第

行 發 日 一 月 一 十 年 十 正 大

## 論 叢

租稅に於ける補完作用に就きて . . . . . 法學博士 神戶 正雄

植民政策是非 . . . . . 文學博士 原 勝 郎

利潤の經濟的及び道德的性質 . . . . . 法學博士 田島 錦治

進歩か退歩か . . . . . 法學博士 財部 靜治

農業勞働問題 . . . . . 法學博士 河田 嗣 郎

## 時 論

地方稅制度の整理を論ず . . . . . 法學博士 小川 郷太郎

## 說 苑

大邱の令市に就いて . . . . . 經濟學士 黑 正 巖

## 雜 錄

滿洲に於ける支那商店の帳簿 . . . . . 法學士 大森 研造

社會主義の分類 . . . . . 經濟學士 小林 輝次

獨逸大都市に於ける離婚數の激増 . . . . . 法學士 汐見 三郎

## 獨逸大都市に於ける

### 離婚數の激増

汐見三郎

戦前戦後の伯林の人口に就ては、前號及び前々號に「世界戦争と伯林の人口」「伯林に於ける乳兒死亡率」と題し、Hans Curade 及 Joseph Ehrler 等の報告を收めて置いた。

Ehrler 氏最近更に Zunahme der Ehescheidungen in den deutschen Grossstädten なる新研究を發表し、獨逸の各大都市に於ける社會狀態の如何を、簡明に報告してゐる。離婚數の多き事に於て、世界有数の地歩を占めてゐる我國としては、正に考ふべき好題目であるから、以下其研究の大體を紹介する。

一、最近、Köln 市の統計局は、千八百八十五年乃至千九百十七年の離婚統計を公にした、非

常に手際善く出来てゐるので、各方面の注目を惹いてゐる。元來離婚統計なるものは、其住民の道德狀態を批判するに當り、缺くべからざる材料である。本統計より Köln 市の社會狀態を察するに、眞に憂ふべきものがある。然し此傾向は、Köln 市のみならず、獨逸の他の大都市に於ても、餘り大差が無いのである。

Köln 市は、千八百八十五年に人口一六一、四〇一、離婚數九なりしものが、千九百十七年には五四八、八三〇の人口となり、三一六の離婚を數へてゐる。是によると、最近三十二年間に人口が僅に四倍せるに、離婚數は實に三十五倍に増加してゐるのである。此離婚數の激増は、Köln 市特有の事實で無くして、全獨逸の社會生活の内部に根ざせる病的現象に基いてゐるのであるから、寧ろ近代都市の共通的特色とも云ふべきである。試に離婚數を、配偶數と結婚數とに比較する。千八百八十五年には、配偶一萬に對し離婚三、六四、結婚百に付き〇、五八の離婚の割合であつたが、千九百十七年には、配偶

に對する割合二五・三四、結婚に對する比七・〇五に増加してゐる。

千九百十九年度の、不<sub>レ</sub>巴<sub>レ</sub>市統計局報告も、殆んど同様の事實を傳へてゐる。戰爭及び革命の結果として社會生活の凡ての方面に道徳が頽廢し加ふるに、兩三年の結婚率激增の事ありし爲め、離婚數が俄に増したのである。Kölnにては、千九百十六年に八九なりし離婚數が、翌年に一二八、翌々年には一四一に上つた、千九百二十年には定めし其以上に上つてゐるだらう。

以上 Köln と Kiel との二大都市に於ける離婚數の趨勢を一瞥したのであるが、更に其詳細を吟味する必要がある。余は、第一に獨逸大都市の離婚數が地方の夫れど如何なる關係にあるかを明にし、次に離婚原因の内容、離婚夫妻の結婚年齢及び子供の有無の問題に移り、最後に離婚者の屬する宗教に及ぶ事とした。

二 都市は地方よりも、離婚數が遙に多數に上る傾がある、これ大都市には、人口の増加が著しく、一定地域に多數人が密集する爲めでもあ

るが、他方都市特有の不健全なる娛樂が發達し浮薄なる夫婦の道徳觀に好ましからざる影響を齎すからである。又大都市には、男女の間の交際が自由に行はれ往々放埒に流れる傾向のある事も、其一原因である。故に離婚率は、都會に於ては地方に於けるよりも、非常に多數に上るのである。

結婚千に對する離婚數を、一表に纏めて示せば、次の如くである。

Region	Category	Year			
		一九二三年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
Pruessen	全部	三・九	三・五	三・一	三・三
	都會	五・三	五・九	五・四	四・五
	地方	一・三	一・三	一・三	一・三
Köln 區	全部	三・七〇	三・七	三・七	三・八
	都會	三・三	三・七	三・七	三・八
	地方	三・四	三・六	三・一	三・〇

上記の數字中戰時に屬する分は、當時結婚數激減の事ありし爲め暫く措き、戰前千九百十二年及び千九百十三年のものゝみを利用する。

Preussen には、都會の離婚數が地方の三倍乃至四倍、大都市の離婚數が同じく五倍乃至六倍に上つてゐる。殊に Köln 區の如き、都會の離婚率<sup>離婚數を人口に對する比</sup>が地方の夫れの七倍に上ると云ふ状態である。

試に Preussen の大都市三十三を選び、報告を徴した、千九百十七年に於ける離婚數を結婚百に對する比例數で示し、次の如き興味深き結果を得たのである。最高の數字は、Altona (一・四) Neuköln (一・四一) Berlin-Schöneberg (一・〇・八) である。少し降つて、Berlin (九・〇三) Düsseldorf (八・五七) Halle a. S. (八・四三) Frankfurt a. M. (八・一四) Magdeburg (七八九) Hannover (七・七五) Elberfeld & Erfurt (七・七〇) 及び Köln (七・〇五) がある。最低のものゝ代表としては、Hamborn (二・二四) Mülheim a. Ruhr (一・三三) Krefeld (二・一八) Gelsenkirchen (二・二二) Cassel (三・六五) Duisburg (二・六九) Essen (四・二二) Aachen (四・二八) 及び Breslau (四・三九) を數へる事が

出来る。千九百十七年以後の統計が出れば、離婚率<sup>離婚數を人口に對する比</sup>が戦後更に躍進してゐる事は、想像に難くない。

三 次に、道德統計の見地よりして最も重視せられてゐる問題、即ち離婚の原因にうつる。材料は凡て裁判所の判決による事とした。離婚原因の殆んど大部分を占めてゐるのは、姦通(獨逸民法一五六五條規定)である。千九百年より千九百十七年に至る間に、姦通を唯一の理由として離婚した場合が、全體の離婚數の四十二パーセントより六十パーセントに上つてゐる。姦通に他の原因が加はつた場合を計算に入れると此百分比は更に増すのである。故に一般的に云つて、姦通に關係ある離婚數が非常に増加した譯である。Kiel にも、前掲 Köln と殆んど同様の結果を示し、千九百十九年の離婚判決の中の姦通に基くものは六五・九%に上り、平和時代の五三・三%戦争時代の五一・九%に對し大なる差異がある。其他の離婚原因、例へば惡意を以て遺棄せる場合(獨逸民法一五六七條規定)、

結婚により生じたる義務の大なる侵害(獨逸民法一五六八條規定)等は、姦通の場合に比するに非常に少數に止まる。

離婚に際し、夫妻の何れに責があるかを調べて見る。戦前には、夫に責のある場合が遙に多數を占めてゐた、これ男女両性の社會的地位より生ずる當然の結果である。然るに戦時中及び戦後に於ては形勢が一變した、現に *Prag* の如き、千九百十九年に姦通の爲め離婚の判決を受けた妻の數は、夫の數の二倍に達してゐる、同様の現象は、千九百十七年に *Prag* 於ても窺はれる。此問題と關連して興味多き問題は、夫妻の何れの側から離婚の請求の出る事が多いかと云ふ事である。戦争迄は原告の五分の三迄も妻であつたが、戦時に入り此趨勢も逆轉し、原告が夫たる離婚數が千九百十五年來絶えず増加してゐる。 *Prag* の千九百十九年度の統計によると、夫が訴訟の方法を探つた場合が九十一(六四・五%)、妻が請求した場合が五十三(三五・五%)である。是に對し、夫は二十(一四・二%)、妻は

四十六(三二・五%)、反訴を提起してゐる。更に、離婚夫妻の結婚年齢、婚姻期間、子供の有無を分析する。

離婚せし夫妻の結婚年齢を觀察すると、大體早婚者に離婚の數が多い様である、特に二十歳迄に結婚したる妻及び二十歳乃至二十五歳に結婚せし夫の離婚割合が、概して高率を示してゐる。統計學者の通説として、夫妻の年齢に大なる懸隔ある場合、特に年少の夫と年長の妻との結婚の場合には離婚の危險が多いのであるが、*Prag* の市の調査では此現象は明確に現はれてゐない。

婚姻期間に基き離婚を分類する時には、五年乃至十年繼續のものが最も多く、一年未滿のものも極めて少數である。驚くべきは、長年月の婚姻期間を経て離婚する者の數多き事である。二十年以上の夫婦生活の後に離婚せし者が、全體の離婚數の十一パーセントを占めてゐるが如き、其適例である。

子供の有無の問題も、離婚には重大なる關係が

ある。子供を有する時は、共通の利害關係が密接となるから、夫妻の衝突も自ら緩和せられる結果となる、従つて離婚者の大多數は子供の無い人達である。千九百八年乃至千九百十七年に於ける *Köln* 市の離婚數二、八二九の中一、一六即ち約四〇%は子供を有せざる場合である。*Köln* の千九百十九年の統計にしても、子供を有せざる夫妻の離婚は、全體の四六%を占めてゐる。*Köln* の離婚數の中一、六七二は幼年の子供を有してゐる場合である、其中一人の子供を有してゐるのは四三・二% (*Köln* にては二九%)、二人の場合は二七・三% (*Kiel* にては一〇%) 三人の子供を有せるは一六・二%、四人のは七・二%、四人以上の子供を有し而も離婚した場合は五・九%である。

五 終に、離婚者の信仰せる宗教に調査を進めよう。*Köln* と *Kiel* との數字を比較して見ると、宗教の如何が離婚に大影響ある事が明となる。これ教義の異なるに伴ひ、離婚に關する見解にも差異を生じ、従つて離婚の困難なる宗教と

容易なる宗教とが存するからである。*Köln* に於て、千九百五年乃至千九百十七年に離婚せし男子の總數を宗教別にする、舊教徒が七二% 新教徒が二五%、猶太教徒が一・五%を占め、是に對し女子は、舊教徒が七二・二四%、新教徒が二三・八六%、猶太教徒が一・九%に上つてゐる。一方 *Köln* の全人口を一千九百十年の國勢調査に基き一宗教別にする、舊教徒に屬する者は、男子七六・六% 女子八〇・一%、新教徒に屬する者は、男子二〇・二% 女子一七・一%、猶太教に屬する者は、男子二・四% 女子二・三%である。是で見ると、總人口に比し、舊教徒の離婚數は割合に少く、新教徒の離婚數は非常に大であると云はねばならぬ。

更に、離婚數を夫妻の宗教に基き組合せ研究すると、有益なる結果が出て來るのである。概括論として、結婚の場合でも離婚の場合でも、舊教徒相互の婚姻は減少し、異宗教徒間の離婚が漸次増加する傾向を有してゐる。尙注目すべきは、夫妻共に舊教徒たる時は離婚率割合に少

く、之に反し新教徒相互の結婚には比較的多くの離婚を見る事である。雑婚の場合の離婚率となると、非常に多數に上つてゐる。宗教を異にする者の間の雑婚は、同一宗教を奉ずる者の結婚よりも、多くの離婚を伴ふと云ふ事が出来る。雑婚の場合を細別すると、舊教徒の夫と新教徒の妻との間に離婚率多く、之に反し新教徒の夫と舊教徒の妻との結婚には離婚率が少い様である。然し Köln 市に於ける離婚統計の數字は、決して多數とは云へないから、是のみよりして一般的の結論を下すのは慎まねばならぬ。

離婚多く子供の多き人には少き事、舊教徒に離婚少く新教徒に多き事等、以上述べし如くである。就中注目すべきは、世界戦争を中心として離婚原因に就き男女の地位が顛倒した事であらう。戦前にては、夫の不都合が原因となり妻が離婚を請求するのが、原則であつた。然るに戦後に於ては、妻の不行跡に耐えかねて夫が離婚請求の手段に出でる場合の方が遙に多數を占める様になつた、非常な變化と云はねばならぬ。

Kiel の離婚數を見ると、新教徒相互が一二二、新教徒の夫と舊教徒の妻との場合が八、夫が舊教徒で妻が新教徒の時が七である、而して舊教徒相互の離婚が三、バプチスト教徒の夫と新教徒の妻との離婚が一である。

要するに、獨逸に於ては、戦時中より戦後にかけて、結婚數の増加と共に離婚數が激増したのである、特に都會に於て——大都市であればある程一層——其趨勢が甚だしいのである。諸種の事情を綜合して考ふるに、結婚數の増加は今暫くは中絶しそうにもない、此結婚數の増加と云ふ事實の存する限り、獨逸大都市に於ける離婚數の激增も亦避け難い結果である。「獨逸大都市に於ける離婚數の激增」、此問題は今後の獨逸の是非共解決せねばならぬ重大なる問題の一であらう。(一九二二、九、一二)。

六 Kiel 市の Köln 市との二大都市の材料を基礎として、獨逸大都市の離婚の状態を調査した。都會殊に大都市に離婚の多き事、離婚原因が戦時中に其内容を變更せし事、早婚の夫婦に